

2024年2月27日(火)

EIPS 事務局

EIPS からの情報提供 Vol.85

「第13回輸入手続の所要時間調査の実施について（協力依頼）」

財務省関税局・税関は、従来から適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきています。

これらの導入効果を調査し、今後の迅速化のための施策を推進していく上での参考とするため、令和6年3月11日（月）から3月17日（日）までの一週間に渡り、第13回輸入手続の所要時間調査（前回第12回は平成30年に実施）を実施することとしています。

- 「第13回輸入手続の所要時間調査の調査対象とする申告」

[https://www.customs.go.jp/form/2024/13\\_taisyousinkoku.pdf](https://www.customs.go.jp/form/2024/13_taisyousinkoku.pdf)

- 「上記の「調査対象とする申告番号」に該当する輸入申告を取り扱うこととなった通関業者におかれましては、「実施要領（航空・海上共通）」の内容を確認いただき、次の該当するいずれかのボタンをクリックして調査票回答フォームへお進みください。

- ・ 第13回 輸入手続の所要時間調査（航空貨物）実施要領

[第13回 輸入手続きの所要時間調査に関する調査（航空貨物）：税関 Japan Customs](#)

- ・ 第13回 輸入手続の所要時間調査（海上貨物）実施要領

[第13回 輸入手続きの所要時間調査に関する調査（海上貨物）：税関 Japan Customs](#)